

令和5年度第2回伊勢原市人権施策推進委員会 会議録

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和6年2月14日（水曜日）午後2時～午後4時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所2階 2C会議室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、井田委員、早乙女委員、藤川委員、福田委員、阿部委員、益子委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員2名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔配付資料〕

- 資料 伊勢原市人権施策推進指針（改定版）に係る令和4年度の取組に関する点検・評価の結果
- 参考資料1 伊勢原市人権施策推進指針（改定版）に係る令和4年度の取組状況（庁内回答結果）
- 参考資料2 伊勢原市人権施策推進指針（改定版）に係る令和元年度の取組に関する点検・評価の結果報告書

《審議の経過》

1 開会

○石田市民生活部長が開会のあいさつを行った。

2 委員長あいさつ

○押久保委員長があいさつを行った。

3 議題

- （1） 伊勢原市人権施策推進指針（改定版）に係る令和4年度の取組に関する点検・評価について

（事務局）

・1 基本的施策の推進（1）人権教育・啓発の推進から2 分野別施策の推進の（5）同和問題まで施策分野ごとに説明した。

（委員）

・高齢者の人権についての24番で、具体的な記述を求めましたが、何を実施しているか分かるようになりました。ありがとうございます。

・子どもの人権についての18番で、子どもが主体的に意思を表せる取組に関連して、大人と同じような自由ではありませんが、子どもの発達段階において子どもの意思・自由を尊重することが強調されています。校則について、子どもの意見を聞くこと、人権の表現というものに取り組むことについて、検討してほしいです。

(委員)

・伊勢原市の小学校や中学校の校則が割と知られていないのではないのでしょうか。まずは、校則を明らかにするところから始めたらいかかと思います。

(委員)

・17番についてですが、朝の子どもの居場所を設置してほしいという意見に対して、回答が朝の子どもの居場所が現在ない。現在はその取組はなくて、放課後の子どもの居場所を中心に調査研究をすると記載されていますが、朝の子どもの居場所についての考えが示されておられません。必要性の調査ぐらいは行って、そこで必要性がないとなれば、そこで打ち切るということもあってもよいと思います。

(委員)

・児童コミュニティクラブに伺って子ども人権映画会をさせていただいた。多くのお子さんが児童コミュニティクラブを活用しているので、朝の子どもの居場所はどうなっているのかと思って意見を出しました。朝から1人になってしまう子どもも、不特定多数いるのでないかと思ひまして、朝の居場所づくりと放課後の居場所づくりを同時進行で取り組んでいただきたいと思います。

(委員)

・出勤時間の都合で、子どもを朝1人にするよりはと考え、子どもと一緒に家を出るようにしていましたが、登校時間がすごく早くなってしまうことを悩んでいるとの相談を以前受けたことがありました。

・今、大人の働き方が安定していない方が多くなっていて、様々な働き方をしている方が増えています。子どもの安全ということから、通常の登校時間より早めに登校しても大丈夫だというようにするのか、緊急の問題という意識を持っていただきたいです。

(委員)

・県内でも、学校の始業の1時間前から地域のボランティアさんが子どもの面倒を始業時間まで見てくれる、そういった居場所づくりをしている学校がありますので、市内の学校でもあったらよいと思いました。

(委員)

・教職員の負担にしないで、ボランティアさんを活用するなど、外部や地域の力を借りる取組で、実現できたらと思います。

(委員)

・調査研究と書いてありますが、行政用語では、消極的な場合に用いて、やらないという意味に受け取れます。先進事例をよく参考にしながら、NPO法人などと協働・

連携できるか検討しますという表現を人権・広聴相談課が助言・指導してもよいのではないかと思います。

(委員)

・情報提供ですが、子ども居場所づくりということでは、子ども食堂があって、成瀬公民館と中央公民館の場所で夕方月1回～2回、NPO 法人がやっていますが、朝も他の場所で行き始めましたそうです。

(委員)

・事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

・委員のご意見を項目別にまとめ、関係課へ対応可能かも合わせて照会をさせていただきます。

(委員)

・以前、開かれた学校を目指した時期がありましたが、変な人たちが入り込んでしまったことがあって、学校が閉鎖的になってしまった。生徒たちがクラブ活動で、午前7時くらいから来ていたが、事故が起きてしまった。今小学生の登校時間は午前8時すぎですね。そういう経過があって、子どもの居場所問題や教員の働き方改革だとかの問題が起きているのかと思っています。

・障がい者の人権について、障がい福祉課では、障がいのある方による当事者部会が年に1回、学校で出前授業を行っています。人権教育の中で、障がい者自身が子どもたちと実際に触れあう、そういう時間を増やしてほしいと思います。

(委員)

・高齢者の人権について22番について、民生委員・児童委員について、委員のなり手がいないということから、若い世代へ周知を図ってほしいという意見は私も同じです。保護司も同様の状況です。市の考え方に記載のある周知方法は、従来と変わらないように思います。私は、学校へ行って、児童・生徒にこういう活動を紹介する、または校長先生の朝のお話でもよいと思いますので、活動を紹介する機会に取り組んでいただきたいと思います。

(委員)

・中学校で、福祉の授業というのがあって、手話の方法や車いすの使い方を教えるなどすでに取り組んでいられるところもあるようなので、民生委員も参加させてほしいと交渉をしています。活動をアピールできたらと思います。

・また、民生委員は地区に1人ですが、主任児童委員は小学校区に1人いられて、協力して活動しています。ボランティアですし、地域の実情が分かるまでには時間がかかることを考えると、働く世代の20歳代から50歳代はなかなかいられないのが実情です。

(委員)

・長い目で見れば、民生委員の枠自体が少ないので、2人体制にするという目標を

たてることはできないのでしょうか。

(委員)

・1人だと地区を全部見ていくのは大変なので、ヘルプをつけているところもあります。見守りが必要な方で、何かあったときに民生委員に連絡してくれる、ともに行動してくれる。そういった工夫をしているところもあります。

(委員)

・障がい者の人権の30番の市の考え方ですが、現状をどうとらえているのかが、見えてない状況なのかと思われます。子ども同士のほうが、障がいがあってもなくても一緒に過ごせていると思いますが、そのあたりの記載がないので分かりません。

(委員)

・障がい者も障がいのない人と一緒に働き、学び生活していく、それが、明るく過ごせるということにつながるというご意見ですね。一緒に暮らせる場を作ってほしいので、そのような内容を書き込んでもらえるのかということです。

(事務局)

・現状、障がいのある子どもとない子どもの関わり方がどうなっているのかも含めて記載が可能かどうか、担当に確認をいたします。

(委員)

・子どもの人権の20番の意見については、回答をいただけていませんでした。この意見にいじめの問題が起きたときの対策を検討してほしいという内容で、所管課に確認してほしいです。

(事務局)

- ・追記の上、再確認します。
- ・施策(6)外国人から、(12)さまざまな人権課題まで説明します。

(委員)

・犯罪に関わる人権侵害47番で、グーグルやツイッターに自分の名前が出ると過去の犯罪歴も出てしまう状況がありまして、最高裁では、グーグルは削除が認められなくて、ツイッターは認められました。犯罪から8年経っていても残っています。EUでは、忘れられる権利が認められているが、日本ではまだの状況で、今後もそういうことを掲げていくことが有効ではないかと思います。

再犯率の高い人への対応としては、刑事政策というところによりますが、性犯罪など犯罪を類型化して対応を変えていくことはあります。

(委員)

・外国人の人権の36番についてです。病気になったときの通訳について、市の考え方にMIC かながわの医療通訳システム事業という制度があるということが記載されています。この制度は、予約制だと思いますので、緊急対応についてどのように対応

策を考えているのか。また、通訳ボランティアも伊勢原にはいないと思いますが、必要だと思います。日本語教育の会があることは知っており、日本語教育の人はいますが、通訳する人はいません。

伊勢原の外国人にはベトナム人が多いということをご存じだと思いますが、スリランカやセネガルなどの人もいて、英語が話せるわけでもありません。よくタブレットを活用するという話をされますが、タブレットも必ずしも正しく翻訳できるわけでもありません。用語の説明ができていないのです。

また、給付金の手続きですが、外国版の説明書がないので、理解ができません。担当の方も説明ができない状況でした。伊勢原市に住む、困っている外国人がいることを分かってほしいと思います。外国人窓口が令和7年度に延期されたのならば、ボランティアを募るとかそれまでに何ができるのかを検討してほしいです。

(委員)

・言葉が通じないと具合が悪いときは恐怖です。ボランティアもいない状況です。風邪などの軽い病気の時もすべてとは言いません。命に関わる病気の時につける通訳ぐらいは公的な通訳者をつけてほしいと思います。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

・予約制はできているが、緊急時にどう対応するのか検討してほしいということなどを追記して、照会します。

(委員)

・市の考え方の記載で、庁内レイアウトの見直しにより延期したとあるが、庁内レイアウトの見直しは、場所がないのか、予算がないのか、人がいないのか、全部なのかどうということかわからない。場所がないのだったら、総合案内の人が1人でのことから、その隣に座ってもらえればいいのではないだろうか。

(事務局)

・庁内レイアウトの見直しについて説明。

(委員)

・労働者の施策の48番についてです。昨今ブラック企業もあると聞きますので、義務教育の小・中学校で、労働基準法という労働者を守る、自分を守ってくれる法律があるということ、言葉が分かるだけでも違いますので、知る機会を作っていただきたいと思います。そして、教育委員会から各学校へ要請してほしいと思います。

(委員)

・さまざまな人権課題の65番のゲートキーパーの養成研修についてですが、重要なことだと思いますので、今後も力を入れてやってほしいです。

(委員)

・いろいろな研修を実施したと記載がありますが、研修成果を一人でも多くの職員に共有していただくため、伝達研修といいます、自分たちが学習したことを周りの職

員全員に伝える職場研修・会議を行って、効率的・効果的な研修にしていきたいと考えます。

(委員)

・インターネット等による人権侵害について、52番のような SNS 関連が困っているということがあります。アメリカでは、州によって16歳以下の SNS の使用を禁止させています。日本においても、小・中学生の SNS 使用の制限をさせたほうが良いのではないかと思います。SNS がいじめの原因のひとつになることがあるので、校則で検討できないのかと思います。

(委員)

・自由の制限となると、年齢制限などどこまでを範囲にするのかを決めることは難しいと思います。情報モラル教育が重要です。
・他に何かご意見のある方いらっしゃいますか。それでは、議事は終了いたしましたので、議長職を降ろさせていただきます。

(事務局)

・ご審議ありがとうございました。本日の議論を踏まえて、改めてお気づきの点がありましたら、2月21日の水曜日までに事務局までお知らせください。追加の意見も受け付けます。

・これらの意見をまとめまして、点検評価報告書として作成し、委員長から市長へ報告するように進めてまいります。なお、体裁については、令和元年度に作成した報告書のように整えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もございませんので、点検評価報告書案を作成し、皆様にご確認いただくようにいたしますので、その際に、ご意見やご指示などがあれば、お伝えいただきたいと思っております。

以上